

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、給料表の見直しその他所要の改正を行います。
- 2 条項ずれについて補正します。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行します。ただし、2の規定については、公布日から施行します。